

本基本方針は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外におけるいじめの未然防止の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめの定義及び基本理念

(1) いじめの定義

○いじめとは児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。児童によっては、いじめを受けていることを相談しにくい気持ちや、気づいてほしいという思いがあることを受け止め、児童の表情や様子をきめ細かく観察することが大切である。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめ防止のための基本理念

○いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、いじめを受けた児童の生命・心身の保護を優先する。

○いじめは、どの児童・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題にまったく無関係と言える児童はいない。学校はいじめの問題にかかわる対象は全児童と考える。

○いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応する必要がある。

2 学校いじめ防止対策組織

(1) 名 称 校内いじめ防止対策委員会

(2) 構成員 ○校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・教育相談担当・養護教諭・関係教職員・SC

(3) 会開催 月1回（生徒指導報告会を兼ねる）及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）

(4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。

①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や早期発見のための具体的な年間活動計画の作成・実行・検証・修正

②いじめの相談・通報の窓口

③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有

④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連絡といった対応を組織的に実施

*重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。

- (5) 事務局 ○教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭
 ＊日常的な相談・対応の窓口，組織の中核となる。

3 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るということを踏まえ，心のコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団作りを行う。

【予防対策】

教育活動全般を通して，規範意識を高め，豊かな人間性や社会性を育てる。

- ① SOS の出し方教育 ②授業の充実 ③特別活動・道徳教育の充実 ④人権教育の充実
 ⑤ 教育相談の充実 ⑥情報教育の充実 ⑦保護者・地域との連携

4 いじめの早期発見と相談・通報

いじめは，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため，全教職員が連携し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いをもって早期にかかわりをもち，いじめを隠したり軽視したりすることなく，積極的に認知を行う。

＜いじめ防止のための主な活動計画＞

4・5月 学校生活アンケート 個別教育相談① SOS の出し方教育 家庭確認	9月 学校生活アンケート 個別教育相談②
7月 保護者面談	1月 学校生活アンケート 個別教育相談③

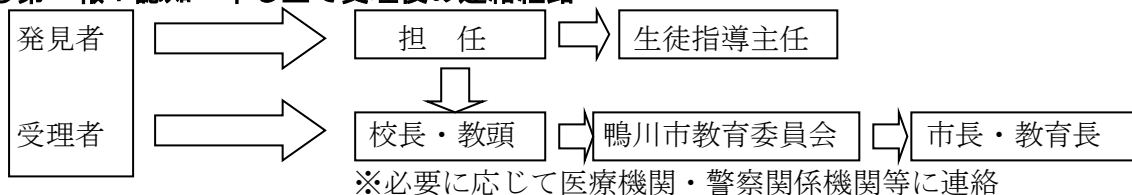
- 授業時間・休み時間・放課後等の観察
- 「相談箱」等いじめに関する窓口の常設
- いじめ対応に関する研修の実施
- S Cによる全員面接

5 いじめを認知した場合の対応

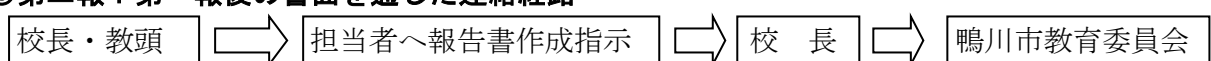
いじめを発見した場合・通報を受けた場合には，学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し，被害児童を守り通すことを最優先とし，加害児童に対しては当該児童の人格の成長を図ることを目的とした教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。

(1) 対応の流れ

◎第一報：認知・申し立て受理後の連絡経路



◎第二報：第一報後の書面を通じた連絡経路



◇報告書作成手順と報告書の内容◇

手順：担当による聞き取り等 ⇒ 事実確認 ⇒ 書面 ⇒ 校長・教頭の確認

内容：①いつ・いつから ②誰が・誰から ③どんないじめ ④認知後の学校の対応

(誰が 誰に対して どのような対応をし どのような結果になったか 今後どのような対策をとるか)

(2) いじめの解消

いじめを行った者からいじめを受けた者への謝罪をもって解消とすることはできない。
少なくとも次の2点が満たされている必要がある。



○いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む）がやんでいる状態が、少なくとも3か月を超えていること。いじめの重大性によっては、さらに長期を要する場合がある。

○いじめを受けた者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

① 生命、心身又は財産に重大な被害があるとき

児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

② 相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

不登校の期間が30日（日数だけでなく、個々のケースを十分に把握する）

(2) 対応・報告・調査

① 校内いじめ対策委員会を開くとともに、鴨川市教育委員会を經由し市長へ報告し、被害者の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を行う。

② 市長が判断した重大事態の調査主体に応じ、調査を行う。

ア 学校主体 「校内いじめ対策委員会」

構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭
PTA会長・学校運営協議会委員・学校医

イ 教育委員会主体 「鴨川市いじめ問題対策調査会」

構成員 対策調査会会長が招集

7 公表・点検・評価

○学校いじめ防止基本方針は学校のホームページに公表する。

○児童及び保護者へのアンケート調査, 学校評価を活用し, 学校でのいじめ問題への評価を行う。

○評価を分析し, 取組の見直しを行う。

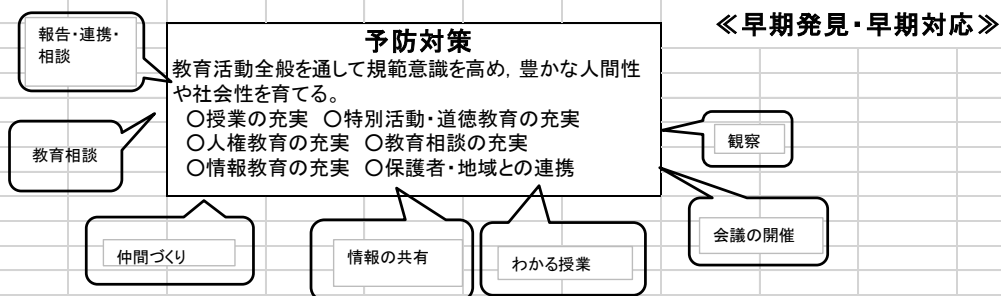
田原小学校いじめ防止基本方針と対策組織

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

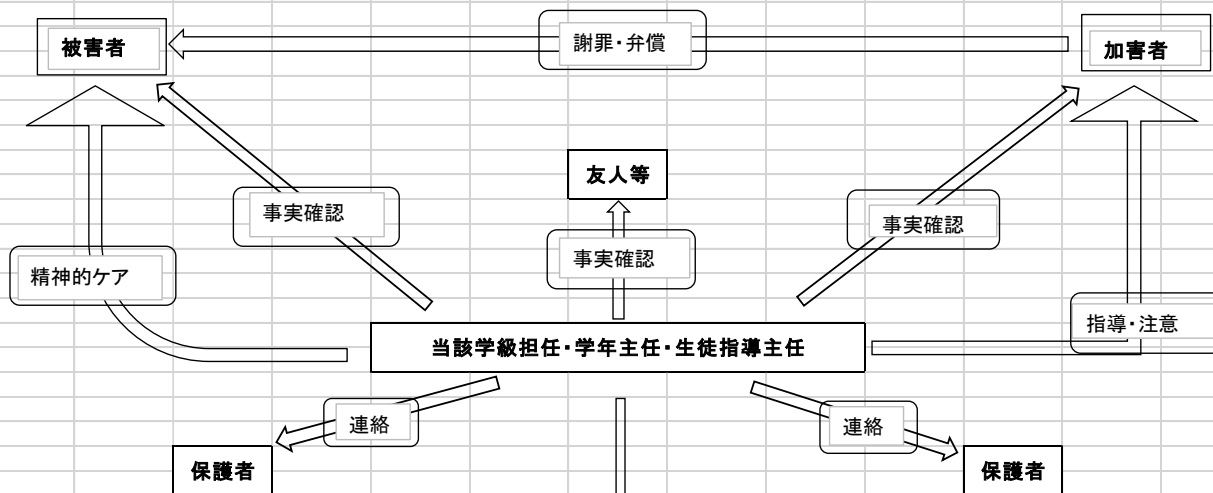
個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめを受けた児童生徒の立場に立つ必要がある。児童生徒によっては、いじめを受けていることを相談しにくい気持ちや、気づいてほしいという思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することが大切である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。



いじめ問題等発生時の対応

《組織的な対応》



◇校内いじめ対策委員会◇

校長・教頭・教務主任
 生徒指導主任・教育相談担当・
 養護教諭・PTA会長
 学校運営協議会委員・学校医

校長・教頭

校内対応

- 「校内いじめ対策委員会」招集……概要報告・対応協議
- 「生徒指導会議」……被害者ケア・加害者指導について審議
- 「職員会議」……概要報告・対応の共通理解
- 学級・学年における指導（傍観者への指導を含む）
- 全校集会の実施（生徒指導主任を中心に）

校外対応

《関係機関との連携》

- 状況により、警察へ連絡（校長）
- 状況により、他校との連携（教頭）
- 教育委員会への第一報（校長）
- PTA会長への連絡（教頭）
- OSCとの連携（教頭）
- 保護者への対応（生徒指導主任）
- マスコミへの対応（教頭）